

「高齢者計画・第9期介護保険事業計画（素案）」  
についての意見募集(パブリックコメント)の実施結果について

1 パブリックコメントの概要

(1) 募集期間

令和5年(2023年)12月15日(金)から令和6年(2024年)1月15日(月)まで

(2) 提出できる方

市内在住・在勤・在学の方、または市内に事務所・事業所を有する法人や団体

(3) 閲覧場所

市役所本庁舎、市民部事務所、市民センター、図書館、福祉施設など

(4) 提出方法

郵送、メール、FAX、窓口持参

2 意見の集計結果

(1) 提出者数及び意見数

提出者数：31名

意見数：106件

【提出方法内訳】

提出方法	提出者数
郵送	2名
メール	12名
FAX	4名
窓口持参	2名
Webフォーム	11名
合計	31名

(2) 御意見の要旨及び市の考え

頂いた御意見の概要と市の考えは、別添1「高齢者計画・第9期介護保険事業計画（素案）への御意見の要旨と市の考え」のとおりです。

なお、御意見につきましては、趣旨を踏まえて要約しています。

『八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画』に寄せられたご意見と市の考え方

意見番号	分野	結果まとめ用概要	市の考え方(対応方針)
1	5章 08 多様な職種や機関が連携して個人や地域の課題を解決している	8050問題など、介護保険等利用者の同居家族においても支援が必要ながことが判明した場合、支援につなげられる道筋はできているか。 素案の記載では抽象的で、具体的な手立てが見えない。 相談窓口があるということではなく、個別事例ごとにどのような手順でどこにつなげるのかの具体的な道筋を示して、実践してほしい。	市では令和3年度から「多機関協働事業」を実施し、複合的な問題に対して多機関での情報共有・役割分担及びチームでの支援を進めています。この事業が支援する側にも周知され、実際に活用いただけるよう努めてまいります。 支援の具体的な流れについては、いただいたご意見を受けて計画に追記します。
2	5章 07 認知症への理解と備えが広がり、認知症の人と共に尊厳と希望をもって暮らしている	認知症や障害がある人も安心して住み続けられるまち(共生社会)の実現に向けて、市長又は専任副市長をトップとする委員会を設置し、また八王子の地域資源である精神病院と連携しながら、市全体の課題として認知症施策に取り組むべきではないか。 その中で、 ・認知症は“長生きをすれば誰しもがなりうる病“という啓発活動 ・ご近所づきあいによる見守りや声掛けの推進 ・認知症のことを知ってもらうための病院見学などを実施してはどうか。	認知症は誰もがなりうるという普及活動は大切な視点だと考えております。 P69の「5-1 普及啓発(イベント、情報発信、サポーター養成講座など)」でその旨に触れる追記をいたします。
3	4章 本計画の基本的な考え方	P.41以降、17のロジックモデルが掲載されているが、いきなりロジックモデルが出てくると理解が難しいため、17の施策目標が導出された背景を示す必要がある。 P34「第4章 3 計画の構成」とP41「第5章 本章の構成」とページが離れているため、理解しにくくなっている。 そのためP.41「第5章 本章の構成」を「第4章 3 計画の構成」の後ろに移動する案も検討してほしい。	施策目標について、導出の背景や説明を第4章に追加します。 また、「第5章 本章の構成」のリード文を修正し、全体構成とのリンクを理解しやすいように工夫します。
4	5章 12 住民が介護予防に資する活動に取り組む、要支援・要介護状態になりにくくなっている	P37 3「高齢者自身が主役の介護予防と活躍促進」の関連取組において、施策目標12の住民主体による介護予防のための通いの場、を先頭に記載すべきだと思う。 また、ロジックモデルにおいて、「住民主体による訪問型サービス(介護予防、生活支援サービス)」を現状40団体が地域に密着して活動しており、この数を増やしたいなどの記載が欲しい。(重点テーマに直結した活動と思われる)	本市ではリエイブルメントとセルフマネジメントの考え方を重要視し、多様なサービスを展開しています。ご意見を踏まえ、「リエイブルメント、セルフマネジメントの推進」に修正し、施策13, 14とともに施策12を併記します。 「住民主体による訪問型サービス」の団体数については、ロジックモデルとは別のページにおいて目標数を明示します。
5	1章 計画策定にあたって	P4の7行目に「総合事業(P62)」と記載されているが、P62に記載が見つからない。	誤記修正として対応します。
6	5章 15 自立に向けて、必要なサービスを提供するために適切な認定が行われている	基本チェックリストの活用を更に拡大し、要介護認定者の平均年齢をさらに押し上げていく必要性を強く感じた。基本チェックリストを活用して成果を上げている他市のデータも、一概に58万人都市の八王子と比較は出来ないにしても取組等を見てみたいと思った。可能ならば認定審査に進む前に、まずは基本チェックリストからスタートしてみてもはどうだろうか。	早期支援による回復に向け、高齢者あんしん相談センターでの基本チェックリストの効果的な活用による相談からリエイブルメントへの流れをつくりながら、介護予防・重度化防止の推進のため、事業対象者認定を積極的に活用していきます。
7	5章 12 住民が介護予防に資する活動に取り組む、要支援・要介護状態になりにくくなっている	60歳から使用できる「てくポ」をもっと若い年齢層(介護保険料を納める40歳からスタートしてはどうか。 てくポと桑都ペイを融合すれば、65歳以上は別途桑都ペイを入れる必要がなくなるし、高齢者に向かう40歳から64歳も、桑都ペイだけでなく、てくポ機能を活用できるようになる。そのうえで若い世代の健康教育の情報を盛り込んではどうか。	てくポの対象年齢拡大や桑都ペイとの連携については、費用対効果や事業の継続性も勘案しながら、将来的なあり方を検討していきます。

8	5章 11 それぞれのライフスタイルに合わせて社会参加を行っている	レクレーションや傾聴など、デイサービスでのボランティアを受け入れは、利用者だけでなく活動する高齢者の介護予防や孤立防止につながる。 一方で、施設からボランティアの方々に支払う交通費(駐車料金含む(実費))が、負担となっているため、支援を検討してほしい。	市では、てくポ(施策11-5-8)でのボランティアポイント付与等によってボランティア活動の後押しを行っております。 活動の活性化に向けては、活動希望者と活動場所の効果的なマッチング方法の検討(施策11-5-11)を進めていく計画です。
9	5章 03 高齢者が安心して暮らすことのできる住まいと住環境が整っている	単身者用公共住宅の再編と、即事入居策実施を行ってはどうか	本計画では、生活支援と住居確保支援を一体的に行うための情報連携強化(施策03-5-8)や、早いうちから高齢期に合った住まいを考えていただくための情報発信(施策03-5-6)といったソフト面の取組を新たに設定しております。 ご提案については、市営住宅整備・管理計画改定時の参考にもさせていただきます。
10	5章 09 高齢者や介護者の様々な困りごとが、身近な場所で安心して相談されている	施設整備の強化として以下を提案する ①八王子市社会福祉協議会の中心的施設を建設する(現横山支所地が最適)。 ②増改修が困難なあんしんセンターを1年3か所ずつ順次改築し、小型営業車輛を増していく。	①社会福祉協議会で検討する事項となるため、市の計画でその整備方針を示すことはできません。(公共施設を利活用する場合は、市と協議の上、政策決定することが必要となります。) ②意見番号81の回答をご参照ください。
11	5章 11 それぞれのライフスタイルに合わせて社会参加を行っている	市民同士の社会奉仕活動参加の場を広めるため、既存の施設、教室、グラウンド、又は、空家等活用できる施設を借り上げ、介護予防や行事等多目的にも使ってはどうか。	随時、民間企業と連携し、施設や設備等をお借りしながら介護予防や社会参加の取組を展開しています。今後、より多くの方にご参加いただけるような開催方法を検討してまいります。
12	その他	要介護1・2の介護サービスについて。認定者の多くを占めるこの人達を、市として地域支援事業に移すのか、素案には示されていない。自治体の事業となった場合、地域の負担は増す。「在宅という名の放置」に他ならない。	総合事業の弾力化については国が判断することであり、今回の制度改革では見送りという結論になっています。 なお、国が検討しているのは要介護者が総合事業「も」利用できる制度です。限りあるリソースで一人ひとりの心身の状態・多様なニーズに対応できるよう、引き続き多様な選択肢を充実させてまいります。
13	7章 介護保険事業の見込みと保険料	給付の抑制と負担の増加に反対です。(素案に数字はない)ケアプランの有料化、利用負担を2割、3割に引き上げ、施設の利用料増額など、素案に数値は示されていないが、利用を控え、重度化する高齢者が増えてしまうだろう。	介護保険制度は、長期にわたって必要なサービスを安心して受けられることを前提として、制度の持続可能性を確保するためには引き続き応能負担や現役世代とのバランスなどを考えていくことが必要であると考えております。
14	その他	福祉用具のレンタルは必要です。福祉用具を適切に使い周囲の支援を得ることで、その人らしい暮らしが出来る。継続を！	第9期計画では、一部用具においては、貸与と販売との選択制が導入される予定となっています。また、福祉用具の貸与につきましては、第9期計画期間も引き続き介護保険が適用となります。
15	5章 09 高齢者や介護者の様々な困りごとが、身近な場所で安心して相談されている	介護保険制度を知らない人が多い。高齢者の把握と訪問することにより、状態がわかり適切なサービスにつながる。民生委員、高齢者あんしん相談センター、社福(はちまるサポート)等が地域の高齢者の状況を把握し、情報共有しないと救える人も救えない。(他3件)	制度・窓口の周知については、各種イベントやSNS等多様な手法による周知を進めます。また、周知及び予防のための普及啓発についてご意見を多くいただいたことから、施策11-5-1「関係者のプロモーション力向上に向けた検討」について、より具体的な内容を計画に記載することとします。 また、関係機関の連携については、意見番号1への回答をご参照ください。
16	5章 16 介護人材が十分に確保され、やりがいを感じながら、無理なく、効率的に働いている	ヘルパーの処遇改善を！介護の暮らしを支えるためには、生活援助は必要不可欠であるのに、支援の時間短縮や利用回数の制限などが想定されます。又、利用者宅への移動時間、待機時間が労働時間としてカウントされない等、早急な改善を求める。	市としましても、介護従事者の皆様に安心して介護の現場で働いていただくために、処遇改善は必要であると考えております。引き続き、機会に応じて国・都に要望を行ってまいります。
17	6章 施設整備方針	小規模多機能型居宅介護事業所の増設はすすめてほしい。デイサービス、訪問、泊まりを同一の事業者が運営する施設は、利用者にとって自宅にいるような安心感があるといわれている。計画をすすめて下さい。	第9期計画では、在宅介護を支えるための中心的なサービスとして、小規模多機能型居宅介護事業所を4施設整備する予定です。

18	6章 施設整備方針	サ高住は介護付き、見守りという点で人気があるが、入退院をくり返したり、生活支援、訪問医療が必要となった場合、住み続けられるか、又、看とりなどまで出来るか。特養や有料老人ホームとの違い等、日常的な調査や第三者評価を義務化すること。	サ高住(サービス付き高齢者向け住宅)における医療・介護の連携等の体制については、定期的に調査をしており、引き続き把握に努めていきます。また、第三者評価については、全国有料老人ホーム協会がサ高住向けに実施しておりますが、法的に義務化はされていない状況です。
19	5章 01 住み慣れた地域で、状態に応じた必要な介護サービス等が提供されている	グループホームの新規整備について、入居金が高く入居できる方は限られる現状とします。小多機や看多機については定額制と人員不足からなのか、通所や訪問の利用回数が決まっているなど、利用者様にあった計画作成が実現できないなどあり使いづらい印象です。利用料について生計困難者枠を増やす事や人材不足の解消(多くの分野ですが)のための策(ベースアップ等)が必要とします。	【負担軽減について】 本市では、グループホーム入居の際にかかる家賃、食材料費を軽減する「グループホーム利用者負担軽減制度」、また国制度である「生計困難者等に対する利用者負担軽減制度」を実施しています。本制度につきまして、しっかり周知してまいります。 【介護人材について】 意見番号55の回答をご参照ください。
20	6章 施設整備方針	要支援者について、介護予防サービス計画書の負担軽減(4枚の計画書は業務負担大)を求めます。 また利用の受け入れについてはデイやヘルパーの受け入れが少なく利用できない状況にあります。自宅での入浴が困難な要支援者もありデイでの入浴を希望しても対応頂けない事もあります。要支援者のサービス利用を柔軟にすることで要介護にならずに身体機能を維持できる可能性が見込めると考えます。	サービス計画書につきましては、制度の趣旨に則り、適切なケアマネジメントを実施するうえで必要な書類を作成していただいています。計画書の作成方法等につきましては、各ガイドラインを広く周知することで、引き続き支援してまいります。 通所介護事業所は、供給が需要を上回る状態のため、総量規制を実施しますので、既存の事業所の中からご相談いただくか、訪問入浴等のご利用を検討していただきたいと考えます。
21	5章 12 住民が介護予防に資する活動に取り組み、要支援・要介護状態になりにくくなっている	てくぽに関しても素晴らしい取り組みとしました。多くの素晴らしい取り組みがあっても認知度が低いと思うので啓発活動の工夫も必要ではないかと思えます。	てくぽの普及にあたっては、さらなる認知度向上に加えて導入支援の仕組みが重要になることから、地域の通いの場との連携や、普及促進のパートナー獲得など、一方通行の発信にならない工夫を進めていきます。
22	5章 09 高齢者や介護者の様々な困りごとが、身近な場所で安心して相談されている	すべての市民が相談できるようにするため、特定の年齢の方を対象に(例えば65歳から5年に1度実施するなど)、測定会と合わせて相談窓口を周知し、介護予防・社会参加・情報発信などを行う総合イベントを行ってはどうか。	制度・窓口の周知及び予防のための普及啓発については、意見番号15でも触れた施策11-5-1「関係者のプロモーション力向上に向けた検討」にて、効果的な手法を試行錯誤してまいります。
23	5章 09 高齢者や介護者の様々な困りごとが、身近な場所で安心して相談されている	すべての市民が利用するスーパーの入り口等に相談受付スペースを設置して欲しい。(他1件)	高齢者あんしん相談センターについては、利便性の高い施設への移転やセンターを補完する新たな仕組みづくり(施策08-5-6)を進めます。 また、年齢を限定しない困りごとの総合相談窓口となる「はちまるサポート」についても、「第4期八王子市地域福祉計画」にもとづき整備を進めてまいります。
24	5章 07 認知症への理解と備えが広がり、認知症の人と共に尊厳と希望をもって暮らしている	認知症や障害への理解促進のため、幼少期からの教育にも力を入れ、誰もが認め合える国民性を身につけられるようにしてほしい。(他2件)	認知症や障害への理解促進には子どもの頃からの普及啓発は大切な視点だと考えております。 認知症に関する普及啓発については、施策07に子どもも含めた普及啓発に触れるよう追記いたします。 障害についても、小学校や図書館との連携などにより、幼少期からの理解促進にむけた取り組みを引き続き実施して参ります。

25	全般	素案全体に目を通した印象が、様々に検討された様々な施策が「コロナ禍のもたらした影響の大きさ」をカバーするには不足しているのではないかとのこと。	コロナ禍による短期的な影響としては、社会参加をはじめとした要介護リスクにつながる生活習慣の変化(素案P24)がみられております。中長期的な影響としては、生活習慣の変化が要介護者の増加や介護人材難の悪化につながる懸念が懸念されます。本計画では、民間・デジタルの力をこれまで以上に活用して健康習慣づくり(施策11,12)を加速して短期的な変化を逆転させるとともに、体力等が落ち始めた段階での適切な支援(施策13)を徹底していくことにより中長期的な影響を緩和していくことを狙っています。取組の効果検証にあたっては、ご指摘を踏まえ、「コロナ前、またはコロナがなかった場合の推計と比べてどうなのか」を意識してまいります。
26	5章 12 住民が介護予防に資する活動に取り組む、要支援・要介護状態になりにくくなっている	「てくポ」始め「就労的活動支援コーディネート事業」「読み聞かせ教室事業」など、周知が足りない施策が多い。例えば、(私はケアマネなので)実際に60歳以上(でなくても)のケアマネには「てくポ」をインストールしてもらい、その操作や楽しさ?、どれだけ心や体に良いものか、ということを利用者さんに宣伝してもらおう、などどうでしょうか。	さまざまな取組の普及啓発については、意見番号15でも触れた施策11-5-1「関係者のプロモーション力向上に向けた検討」にて、より効果的な手法を試行錯誤してまいります。てくポの周知については同様の御意見をいただいております。意見番号21の回答をご参照ください。
27	5章 01 住み慣れた地域で、状態に応じた必要な介護サービス等が提供されている	高齢者の住まいについて いつまでも住み慣れた自宅で生活できることが大方の高齢者の希望だと思っておりますが、必ず訊かれるのは「自宅に居られなくなった時に入れる施設はあるか?」ということです。一番ネックになるのは「費用」です。GHや小多機、看多機が増えるのも良いと思っておりますが、年金で入れる、利用できる施設やサービスを一番望んでいます。今後、介護保険負担割合増や年金減が確実な中、介護保険サービスさえ受けられない方々が増えていくような現状を、市として真剣に考えて欲しい。(他1件)	・介護保険制度では、所得の低い方の施設入所が困難とならないよう、食費・居住費の負担を軽減する「負担限度額制度」、「生計困難者等に対する軽減制度」があり、「認知症高齢者グループホーム」でも、市独自に同様の軽減を実施しています。これらの制度につきまして、しっかり周知してまいります。 ・また、GH(グループホーム)や小多機(小規模多機能型居宅介護)、看多機(看護小規模多機能型居宅介護)等のサービスについては、公募により事業者を選定しており、補助金を活用して整備する事業者に対しては、低所得者にも利用しやすい価格設定にすることを要件としています。
28	5章 05 高齢者の権利利益が擁護されている	意思決定支援について、地域権利擁護事業をもっとスムーズに費用も抑えて使いやすい制度にして欲しい。(他2件)	当該事業は東京都社会福祉協議会(以下「東社協」という。)の事業となるため、本計画に改善方針を記載していませんが、重要な事業となりますので、いただいたご意見を踏まえ、今後の取り組みの参考とさせていただきます。 【参考:地域権利擁護事業の現状】 ・現在のところ申請受付から初回訪問までの待機はほぼ解消されている一方、「契約行為」という性質上ある程度本人の理解がある必要であること、審査から利用開始までの内部手続きは東社協が行うこと等から、利用開始までに時間を要しています。 ・費用については委託元となる東社協が基準を定めているため、現段階で市社協独自に費用を変更することは考えておりません。
29	5章 06 家族の負担が軽減されている	介護者支援のための講座などに介護者が参加する際に、要介護者をみる人がいないため、参加できない場合が多いです。送迎・ヘルパーさんの自費見守りへの支援金。オンライン参加ができるような支援など検討して頂きたい。	介護者が参加しやすい講座を企画することは重要だと考えております。講座を一緒に企画する家族介護者の会や高齢者あんしん相談センターと協力しながら、オンラインなど参加しやすい環境を作れるよう検討してまいります。
30	5章 14 サービスが効果的に提供され、利用者の状態改善や重度化防止につながっている	通所サービス事業者・利用者向けに要介護リスク把握のための調査を行う、介護予防に効果が高いプログラムの情報を還元する等の取り組みを検討して頂きたい(他1件)	各事業所における重度化防止の促進に向けては、リハビリテーション等に関する既存の加算に加え、東京都が新たに実施している「要介護度等改善促進事業」について周知していくことで、事業所の自主的な創意工夫を後押ししていきたいと考えております。また、これらの加算を意識した効果的なプログラムの紹介などについても、介護事業所の経営課題解決支援事業(素案P109)のなかで検討していきます。
31	3章 これまでの取組とデータから見る課題	在宅介護実態調査では、介護者が不安を感じる点として「就労継続に向けた介護者への支援」があります。在宅介護を支えていくビジネスケアラーの増加が見込まれるなか、介護離職を極力少なくしていく為にも、対策を講じる事を切望します。	高齢者あんしん相談センターでは、ハローワーク等と協力しながら「仕事と介護の両立セミナー・相談会」を実施しており、この取組のさらなる充実や介護者への情報発信の強化に取り組んでいきます。 なお、都では、働きやすい職場環境づくりに向けた事業者支援として相談対応や専門家派遣等を実施しており、市としてもこれらの制度の利用促進に向けた周知に努めてまいります。

32	7章 介護保険事業の見込みと保険料	多くの利用者の方々の厳しい経済状況を鑑み、保険料値上げは断固反対します。また2024年度改定から先送りされたケアプラン作成に対する自己負担の導入や利用料2割負担の対象者拡大も断固として反対します。	介護保険料につきましては、計画期間中に本市において介護サービスに掛かる費用を基に必要となる保険料を算定します。この際、介護給付費準備基金を活用しながら適正な保険料負担となるよう対応を図ります。
33	5章 11 それぞれのライフスタイルに合わせて社会参加を行っている	地域からの孤立化防止について。外に出たくても出られない方の孤立を防ぐ観点から、ICT活用(例えば、タブレットを配布して安否確認や地域交流の場とつなげる)教育現場の活用とはまた違うが、一人1台のタブレット端末があるといいのではないかと。	地域からの孤立化防止として、福祉電話や救急通報システムの電話訪問を活用するとともに、ICT機器の活用について検討を進めます。
34	5章 09 高齢者や介護者の様々な困りごとが、身近な場所で安心して相談されている	民生委員の役割は大きい。なり手不足の背景には、業務内容のわりにボランティアに近い。有償化を進め正式な業務として委託するべきではないか。	民生委員は民生委員法により無報酬で活動するものと規定されていますが、活動に要する実費については、活動費として適切に支払われることが必要だと考えています。個々の委員に支払われる活動費につきましては、多様化する民生委員活動の実態を踏まえた上で、東京都内の民生委員との均衡を図り検討してまいります。
35	5章 11 それぞれのライフスタイルに合わせて社会参加を行っている	高齢者の活躍の場を更に充実させ周知活動をしてもらいたい。てくぽボランティア、マッチングはとても良いと思う。	一緒に活動する仲間を求めている団体がいる一方で、活躍の場を見つけられずにいる高齢者が多いことは大きな問題であると考えております。てくぽと連携したICTでのマッチングをはじめ、様々な手法で情報の集約と発信を進めてまいります。
36	5章 16 介護人材が十分に確保され、やりがいを感じながら、無理なく、効率的に働いている	ケアマネージャースキルアップは必要だが、研修を減らして負担軽減してもらいたい。介護福祉士や社会福祉士同様に国家資格にするべき。	市では、ケアマネジャーのスキルアップの機会を創出し、適切なケアマネジメントの実施を支援するため、研修事業の充実を図っています。ご多忙の中とは存じますが、ぜひご受講ください。
37	5章 14 サービスが効果的に提供され、利用者の状態改善や重度化防止につながっている	高齢者の重度化防止の対策として、維持・改善が行われた事業所にインセンティブ付与がはじまっていますが、割合を教えてください。	東京都が実施している「要介護度等改善促進事業」につきましては、令和6年2月14日に交付申請書の提出〆切、交付金額の確定通知発出・報奨金の交付は令和6年4月中というスケジュールとなっています。そのため、現段階では、インセンティブ付与された事業所の割合等については公表されておりません。詳細につきましては、東京都のホームページをご確認ください。 【東京都HP】 <a href="https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/housyoukin.html">https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/housyoukin.html</a>
38	6章 施設整備方針	認知症対応型のデイでも対応が難しくなった利用者の受け入れ先が不足しているように思っている。そのような方が在宅でも暮らして行くため、極少数でも対応でき、収益の上がる事業所設立などはどうでしょうか。	認知症高齢者の増加に備え、認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)の整備を進めていきます。
39	5章 15 自立に向けて、必要なサービスを提供するために適切な認定が行われている	情報開示の申請から交付までの日数が中二日あり、かなり時間がかかっているためもう少し早く交付できるようにしてほしい。	現在、要介護認定等の資料提供については、中二日で交付していますが、介護DXの活用などを検討し、効率化をはかってまいります。
40	5章 12 住民が介護予防に資する活動に取り組む、要支援・要介護状態になりにくくなっている	要介護者を増やさない為、要介護要支援となる前の45歳頃から健診に認知症チェックや自分のACP希望聞き取りなどを項目に入れて欲しい。当事者になってからでは遅い。自分に関係ないと思う人が多すぎる。幼小中高校にヤングケアラー8050ACP等の授業を定期で入れてほしい。自分自身の一生の自己選択ができるように、若いころから知識を得るため学生時から授業を導入して欲しい。(他1件)	・幼少期からの理解促進については意見番号24で回答いたします。 ・予防に向けた早期からの普及啓発については、発信した情報をいかに「自分事」としてもらえかが鍵になるため、意見番号15でも触れた施策11-5-1「関係者のプロモーション力向上に向けた検討」にて、効果的な手法を試行錯誤してまいります。

41	5章 08 多様な職種や機関が連携して個人や地域の課題を解決している	重層的支援啓蒙活動とCSWの配置評価します。周知の為、自治会などに頻回に参加して欲しい。	いただいたご意見を踏まえ、町会・自治会などの地縁組織などに参加させていただき、CSWの認知度が向上するよう努めてまいります。
42	5章 06 家族の負担が軽減されている	介護離職しない為介護サービス利用は有効。介護離職よりも税金が確保できるほうが良い。要介護者がデイに毎日行くことで家族が就労継続できる方が多いが、デイの食費(自費分)が高い。食費の軽減助成を是非。デイ用の給食センターや食事提供の費用の助成でも良い。デイ営業継続や高齢者の栄養支援として。	今年度については、事業所に対し、食費の軽減を直接的には行っておりませんが、「令和5年度八王子市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金交付事業」を通じ、光熱費を支援しております。
43	5章 10 高齢者の多様なニーズに対応する支援や見守りが、多様な主体から提供されている	移送支援について、外出困難な高齢者や障害の方に買い物はスーパー⇄自宅の乗り合い車両が欲しい。引き売り車も有効で、増加のため業者に助成を。介護タクシーの介護報酬が低く撤退業者が増えて心配、なくなると困ります。介護報酬の増加求めます。報酬は国が決めますが、市でなにか補助はできないですか？	移送支援については重要な課題であると認識しています。庁内外の連携を強化し、各地域の実情に応じた移送支援の方法等の検討に取り組んでまいります。
44	5章 02 医療と介護が一体的に提供され、在宅での生活が継続できている	医療連携の八王子市のまごころネットは素晴らしいです。ケアマネとしても大変助かってます。継続発展願います。有難うございます。八王子市の誇るシステムと思っています。	「まごころネット」は医療と介護の連携において有効なツールであると捉えており、引き続き、活用について支援してまいります。
45	5章 10 高齢者の多様なニーズに対応する支援や見守りが、多様な主体から提供されている	入浴困難な高齢者が多いです。要介護要支援でなくても公的入浴施設から送迎車があれば閉じこもり予防となり元気な高齢者が今後増えると思います。	ご意見いただきました入浴施設を含め、外出への動機付けを意識した取組を幅広く検討してまいります。また、外出機会を確保する上で、移送支援については重要な課題であると認識しています。庁内外の連携を強化し、各地域の実情に応じた移送支援の方法等の検討に取り組んでまいります。
46	5章 11 それぞれのライフスタイルに合わせて社会参加を行っている	元気な高齢者の潜在的な社会資源を活用できるよう、シルバー人材センター的な私的公的機関の益々の増加開発応援します。高齢者は介護保険利用より社会参加貢献を望まれています。(他1件)	高齢者の多様なニーズに対応できるよう、就労に関する情報発信やシルバー人材センターへの支援、民間企業と連携した役割づくり(就労的活動支援)や、ICTを活用した仕事・ボランティアをマッチングする仕組みづくり等に引き続き取り組んで参ります。
47	5章 07 認知症への理解と備えが広がり、認知症の人と共に尊厳と希望をもって暮らしている	若年性認知症向けの通所が欲しい。送迎範囲や利用時間に縛られない八王子独自の若年層利用者専門通所が今後必要と真摯に感じます。	若年性認知症の方への支援は重要と考えております。本市内には若年性認知症の方も利用できるデイサービスや認知症カフェ、認知症当事者によるもの忘れ相談会「おれんじドア」などがありますので、高齢者あんしん相談センターと連携しながら周知、普及啓発を進めてまいります。
48	5章 06 家族の負担が軽減されている	私の義両親は老々介護で、家族、ケアマネ訪問の方々としかかかわりを持たず、地域とつながりがない。主介護者である義父が家事全般と介護保険ではできない部分を支えているが、その負担・ストレスが大きいように見える。地域との連携が必須と感じています。	家族介護者教室や介護者同士つながる場の整備などこれまでの介護者負担等の取り組みを継続して実施するほか、介護者が地域とつながる場の整備や介護者へのメンタルヘルスケア専門職等による支援について検討を進めます。

49	5章 02 医療と介護が一体的に提供され、在宅での生活が継続できている	<p>要望:第3者評価制度を検討し取り入れてほしい。</p> <p>■理由 利用者と介護者の二人きりになり現場が避けられないものだが、利用者は介護を受ける立場からなかなか苦情は言いづらい。秘密を守る専門家による調査員(第3者)に調査に入ってもらい、報告を入れてもらい、問題を全体で共有化しよりよい現場へと反映させてほしい。</p> <p>■詳細 市外でサービス付き高齢者住宅に入居している母は、胸水を抜いてもらいながら看護を受けています。ただ現場抜きでの合意で、母としては、胸水を抜いてもらったらこれまで同様の生活(寝たきりではない)をしたかったと思います。耳の遠い母に対してはそのような聴き取りもなく、家族の同意とサ高住のこれまでの看取り期の通例だったと思います。八王子では月に一度訪問するケアマネージャーも、そこでは異動のときに顔を出すくらいで、利用者の立場をくみ取れる人がいません。</p>	<p>【医療介護連携について】 最期まで望む暮らしを続けるためには医療と介護の連携が重要であり、本計画においては、施策目標2において医療・介護連携の強化に向けた方向性を示しております。</p> <p>【ケアマネジメントについて】 本市では、ケアマネジメントの質を向上させるために、ガイドラインを作成し、周知することで、ケアマネジャーの業務を支援しています。</p> <p>【第三者評価について】 第三者評価は、外部機関による評価結果を幅広く公表することにより、利用者本位の福祉の実現を目指す制度です。市が運営する制度ではありませんが、本市では、市内の事業所に対し、その仕組みや制度を周知することで制度活用を促進しています。</p>
50	8章 計画の策定過程と推進体制	<p>※「計画策定部会委員名簿」を、第8章の“計画策定過程”の中に掲載するか、資料編に掲載するか、いずれにしても掲載すべきである。 因みに、第7期では、“資料編”に、第8期では第6章の“計画策定過程”に掲載している。</p>	<p>ご指摘いただきありがとうございます。第8章に掲載予定です。</p>
51	5章 08 多様な職種や機関が連携して個人や地域の課題を解決している	<p>包括の役割が増えるなか、包括と“はちまるサポート”との棲み分けが必要になると思われる。 「第4期地域福祉計画」には、基幹型の設置などはちまる整備計画に記載されているが、これと連動した包括の負担軽減が重要ではないか。</p>	<p>単一の機関では支援が困難な課題が増加するなか、関係機関が連携して対応する仕組みの強化が各支援機関の負担軽減にも繋がることから、第4期地域福祉計画において基幹型はちまるサポートの整備を進めていく考えです。 なお、高齢者あんしん相談センターの負担軽減については、本計画における重要テーマの一つであり、はちまるサポートとの連携推進の他、センターを補完する新たな仕組みづくりをすすめていきます。</p>
52	5章 06 家族の負担が軽減されている	<p>p64 5-3 ケアラー手帳には、介護者どうしの繋がり(ピアサポートの重要性)を記載していただき、家族会等身近にある繋がる場所の紹介もしていただきたいと思っております。</p>	<p>介護者どうしの繋がりとは重要な視点であると考えております。 ケアラー手帳作成については、家族介護者の会をはじめ、関係者から意見をもらいながら進めていますので、いただいた意見を参考にしながら関係者と調整し、作成を進めてまいります。</p>
53	5章 07 認知症への理解と備えが広がり、認知症の人と共に尊厳と希望をもって暮らしている	<p>p70 5-7 おれんじドアの紹介では、当事者や家族を対象と記載されています。 当事者も介護者もピアサポートを必要としています。 おれんじドアが共に繋がる場になってほしいと思っております。</p>	<p>おれんじドアでは認知症当事者のほか、福祉の専門職や介護経験者も参加し、当事者や介護者の相談支援を行っております。 引き続きおれんじドアが共に繋がる場になるよう事業を進めてまいります。</p>
54	5章 07 認知症への理解と備えが広がり、認知症の人と共に尊厳と希望をもって暮らしている	<p>・事業評価の達成率は高くおおむね順調というのは市民の感覚とは乖離があります。 ・認知症施策について、繋がりを持ってない多くの家族介護者の中で、家族介護者への負担軽減が家族会の支援と限定的です。それ以外の困難を抱えた多くの家族介護者にこそ目を向けた事業を再考して下さい。 ・市民の意識調査でも、「認知症になっても地域で幸せに自分らしく暮らせるか」という問いに「あまり思わない」「全く思わない」を合わせると62.6%という数値。これが認知症施策への市民の実感です。認知症と診断された後の支援や認知症になってからの必要な備えを当事者に直接届けることが重要。 ・市民向けの大規模な認知症講演会・シンポジウムなど、認知症や介護の情報を市民に効果的に発信し参加出来るような事業を求めます。まずは市民が介護について考える機会を行政が率先して企画して頂くことを期待しております。</p>	<p>繋がりを持ってない多くの家族介護者への支援や普及啓発は重要だと考えております。 認知症や介護の情報を多く市民に発信するシンポジウムなどは効果的な手法だと考えており、令和5年度には認知症普及啓発イベントを2回開催いたしました。 認知症は誰もがなりうるものであることから、引き続き、認知症当事者やその家族の方をはじめ、関係者と調整を図りながらイベントを企画し、普及啓発を進めてまいります。</p>

55	5章 16 介護人材が十分に確保され、やりがいを感じながら、無理なく、効率的に働いている	働く立場としては、若い人の働き手がないことでこれからの事業の継続が危なくなっています。小規模事業者ということもあり、対価も満足とは言えないことや、福利厚生もなく、働く魅力に欠けていると日々思いながら日々の忙しさに追われています。(他7件)	本市としても介護従事者の処遇改善は必要であると考えており、引き続き、機会に応じて国・都に要望を行ってまいります。 また、基礎自治体として、国や都による処遇改善等の周知を進めるとともに、人材の確保・定着・育成や生産性向上(施策16)のほか、多様な担い手による支援(施策9)や介護予防(施策11~13)、認定・給付の適正化(施策14・15)等を総合的に進めながら、必要なサービスを安心して活用できる体制を整備してまいります。
56	5章 10 高齢者の多様なニーズに対応する支援や見守りが、多様な主体から提供されている	生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員、はちまるサポート、リエイブルメントにむけたサービスてくぼ等の推進は生活の向上、楽しみのある生活へと近づきつなぐと考えます。推進を希望します。	今後は、コメントで取り上げていただきました多様な主体・事業等の連携を深めることで、一人ひとりが自分らしい暮らしを楽しめる地域づくりを進めてまいります。
57	5章 07 認知症への理解と備えが広がり、認知症の人と共に尊厳と希望をもって暮らしている	新たな認知症検診、相談イベントなどは認知症の為の最初の受診のハードルを下げ早期発見早期診断対応につながり助けられる人が多いと考えます。又、チームオレンジの活動の実現を期待し望んでいます。	認知症当事者や関係機関と調整を図りながら、認知症の早期発見、早期診断対応につながる新たな認知症検診、相談イベントの検討やチームオレンジの活動の拡充を進めてまいります。
58	5章 09 高齢者や介護者の様々な困りごとが、身近な場所で安心して相談されている	高齢者や介護者が相談できる場所として高齢者安心相談センターふらっと相談室などが活躍しておりパンフレットを町内会でも回覧したり掲示板に貼ったりしてくれている為相談窓口がわかって困りごとの相談が出来たつながりを感じた等の声を伝え聞いています。相談者からはきめ細かな対応に感謝の声も多く寄せられています。今後はもっと身近な場所でふらっと寄って相談できる場所が増えるとさらに助かる人が多くなると考えられます。サテライト機能を持った拠点の増設を検討しておられると伺いました。実現されることを望んでいます。細部にわたり丁寧な計画の素案を作成提示して下さいましてありがとうございました。	地域の皆さまが身近な場所で安心して相談できるよう、センターのさらなる機能強化をめざし、センターを補完する新たな仕組みづくりをすすめてまいります。
59	5章 06 家族の負担が軽減されている	日々大変お世話になりありがとうございます。 市独自で取り組まれている認知症高齢者グループホーム利用者負担軽減制度は家族にとり、とても有難い制度だと思います。 認知症対応のデイサービスも料金が割高でなかなか通えないなどの声も耳にします。仕事を制限しながら経済的にも大変な中で家族は本当に疲弊してしまいます。 認知症デイサービスにも更なる補助を検討して頂ければと思います。	本市では介護保険制度の対象とならない「認知症高齢者グループホーム」入居者の方につきましても、国制度に準じ、独自に同様の軽減を行っております。認知症施策につきましては、デイサービス以外にも気軽に通える認知症カフェや社会参加の場を周知、充実させながら支援を進めてまいります。
60	全般	誰もが高齢者になります。その時納めた介護保険料が不公平感なく使えるようにして欲しい。	介護保険料は、計画期間中に本市において介護サービスに掛かる費用を基に必要となる保険料を算定します。この際、介護サービスが必要なときに安心して使えるような持続可能性を確保した制度にしていくとともに、介護予防・重度化防止を推進していくことで、適正な保険料を設定していくことが必要であると考えております。
61	5章 16 介護人材が十分に確保され、やりがいを感じながら、無理なく、効率的に働いている	介護に人が集まらないのは、介護専門職が国家資格であるにもかかわらず、仕事として家族を養い、普通の給料がもらえないのはおかしい。介護報酬は最低でも保障すべきではないでしょうか。そこで、①要介護者への総合事業の拡大はさせない。②要支援者の在宅ケアを支えるホームヘルプ・デイサービスを拡大する。③介護が魅力ある職業になるよう、せめて介護報酬は最低でも保障する。	①今後の人口構造の変化を前提にすれば、ケアのニーズが増える分だけ介護人材を増やすことは不可能であると考えざるを得ません。そのため、総合事業等を積極的に活用しながら、介護予防や専門性を要しない柔軟な生活支援をこれまで以上に進めていく必要があると認識しています。総合事業の推進は、有資格者の専門性を尊重しながら働く方の負担を軽減することにもつながるものです。 ②要支援者の在宅ケアを支えるサービスとして、小規模多機能型居宅介護サービス事業所の整備を進めていきます。 ③介護人材については意見番号55の回答をご参照ください。

62	3章 これまでの取組とデータから見る課題	P17⇒ 虐待防止対策が今後の課題とされているが、その理由・データを記載した方が良いと思う。	虐待の防止は、高齢者の尊厳の保持にとって極めて重要であり、これまでも虐待の通報等があった場合には可能な限り速やかに対応を行ってまいりました。そのうえで「防止」の視点を今後の課題としたのは、計画策定部会(P137)などでいただいた「通報等があった場合の対応に加え、発生しにくい環境づくりについても計画で検討すべき」という意見をうけたものです。これについては、施策05-5-1において、データに基づくPDCAサイクルの視点で虐待防止計画を改定する旨を記載しております。
63	3章 これまでの取組とデータから見る課題	P19⇒ 認知症との共生と予防の「■」が記載されていないので追記した方が良いと思う。	誤記修正として対応します。
64	4章 本計画の基本的な考え方	P34⇒ 「17 施策目標」という言葉が出てくるが、施策目標の決定理由や内容を説明した方が良いと思う。また、「第5章 施策の内容」に施策目標の説明があるが、第4章に説明がなく突然「4 施策分野をまたぐ重要テーマ」が記載されており唐突感が否めない。施策内容と関連づけて重要テーマ記載した方が良いと思う。さらに「施策分野をまたぐ・・・」ではなく、「施策目標をまたぐ・・・」ではないでしょうか？	施策目標について、導出の背景や説明を第4章に追加します。また、「第5章 本章の構成」のリード文を修正し、全体構成とのリンクを理解しやすいように工夫します。
65	5章 本章の構成	P41～P43⇒ 次のような記載内容や説明が分かりにくいと思う。 ① ロジックモデルの黒、青、オレンジ、緑の区分と番号(3番台がアウトカム③(中間指標)など)の説明を記載した方が良いと思う。 ② 重点テーマは、事業名も指標も重要だと思われるので、もっと明確に表示・記載した方が良いと思う。 ③ 中間アウトカム(目指す状態)、アウトカム④(初期成果)は同一でしょうか？ ④ 3-2、4-2、5-2、5-3は「各アウトカム・アウトプットの指標」から抜けているが何故でしょうか？	ロジックモデルについては、現在表記方法やレイアウトを大幅に変更し、また凡例を丁寧につけるなど、より分かりやすくなるよう修正を重ねております。
66	5章 本章の構成	「第5章 施策の内容」の全体について ① ロジックモデル、指標や目標値の設定など、前期計画と異なる構成、内容となっているので、前期計画との事業比較や、新規・廃止・継続・変更した事業の明示をしないとその関係性が分かりにくいと思う。 ② P42とP44の5-1の名称が異なるなど、事業名称を正確に記載した方が良いと思う。	現行計画との違いが分かりやすい表現について、意見番号65でいただいたご指摘と合わせて対応中です。
67	5章 04 災害や感染症への備えができていない	P56⇒ 4行目「～と連携の連携を強化しています」、10行目「BCP(事業継続計画)の策定が義務付けられ、」を「業務継続計画」に修正した方が良いと思う。	修正検討中です。
68	5章 13 望む暮らしの再獲得(リエイブルメント)が可能になっている	P96⇒ リエイブルメント支援の説明の中で、「卒業後」の意味が分からない。	ご意見を踏まえ、「サービス終了後」に修正します。
69	5章 06 家族の負担が軽減されている	・ケアラー支援条例について 在宅でケアをしている人への支援が必要です。特にヤングケアラーは多くの問題を抱えています。ケアラーの実態を調査・分析し、課題を把握することが重要です。その上で、八王子市でも、ケアラー支援条例を当事者参加で制定することを求めます。	ケアラーを支援するにあたり、ケアラーの実態や課題を把握することは重要だと考えております。今後、高齢者あんしん相談センターでケアラーを含めた課題のある家族について、実態を把握する取り組みを進めてまいります。本市では、ケアラー支援条例の理念に掲げられる実践的な体制づくりとして、引き続き認知症家族介護者の会等の関係者と連携した啓発活動や、ケアラーを孤立させないよう家庭の事情に寄り添った支援を進めてまいります。

70	6章 施設整備方針	<p>・在宅介護の充実について 一人暮らしになっても、施設ではなく住み慣れた家で暮らしたい。介護が必要になっても地域でそして自宅で安心して暮らせるよう、施設整備にお金をかけるのではなく在宅介護にお金をかけ、市民ニーズをよく聞き取り多様なサービスをつくるよう求めます。</p>	<p>在宅介護を支えるための中心的なサービスとして、「通い」、「訪問」、「泊まり」が可能な小規模多機能型居宅介護事業所の整備に努めます。</p>
71	5章 07 認知症への理解と備えが広がり、認知症の人と共に尊厳と希望をもって暮らしている	<p>・認知症になっても地域で暮らせるように 認知症への対応で重要なことは認知症予防に力を入れるのではなく、認知症になっても尊厳を持って地域で暮らせる社会をつくることです。認知症基本法の精神を踏まえた施策の展開を求めます。 市町村でも認知症施策推進計画策定が努力義務となっています。認知症施策推進計画の策定及び認知症基本条例の制定を求めます。計画策定や条例の作成においては当事者参加で行うよう求めます。</p>	<p>市では本計画を認知症施策推進計画に位置づけ、条例の制定にこだわらず、認知症基本法の精神を踏まえた「認知症になっても尊厳を持って地域で暮らせる社会」づくりを進めてまいります。 計画策定にあたって当事者の直接の参加はありませんが、当事者の声が計画の施策に反映されるよう、普及啓発やおれんじドア八王子などの施策推進にあたっては、当事者やそのご家族に参画いただいております。 その他、認知症施策について話し合う認知症高齢者ネットワーク会議においても、認知症当事者やその家族に参加いただき、意見を伺いながら関係機関と意見交換を行っております。</p>
72	6章 施設整備方針	<p>・小規模多機能地域密着型事業所の整備 地域密着と言いながらもこのような事業所の空白地域があります。 空白地域があることで、遠くまで送迎に行ったり、サービスの提供に行かなくてはならないので、事業所にとっても負担となります。どこの地域に住んでいても同じようなサービスが受けられるよう、空白地域をなくしていくための具体的な対策を求めます。</p>	<p>小規模多機能型居宅介護事業所がない圏域があることは認識しており、その圏域に応募があった場合は、選考過程でできるだけ反映するよう努めます。 一方で、事業所からの応募が来ないリスクがあることから、圏域を限定した募集を行うことは現時点では考えておりません。</p>
73	5章 05 高齢者の権利利益が擁護されている	<p>権利擁護について 認知機能の低下などにより自分で選択することが難しくなった時にその人の望む生活をどう選ぶよう支援していくかは課題です。成年後見制度、市民後見人、権利擁護・財産管理(社協)などの制度やそれを使う際の助成金制度の周知徹底を求めます。</p>	<p>権利擁護の事業も含めた福祉サービスの認知度向上は問題の深刻化予防においても重要な課題であると認識しています。周知を効果的に進めることを第4期八王子市地域福祉計画でも記載し、重点的に進める施策の一つとして取組んでまいります。</p>
74	5章 13 望む暮らしの再獲得(リエイブルメント)が可能になっている	<p>P97では、食ナビ訪問・地域リハビリテーション活動支援事業への取組が盛り込まれていますが、八王子市の先進的な大変評価できる非常によい取組であり、体制強化をして取組の充実をしていってほしいと思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。今後も引き続き、提供体制強化や、サービスの質の向上、多職種連携の強化に取り組んでまいります。</p>
75	5章 06 家族の負担が軽減されている	<p>介護をしている家族が、要介護者から暴力・暴言を受けている場合への対応も重要。 暴力を理由に事業者から受け入れを断られるケースもある。家族が暴力を受けながら自宅で介護するしかない状況になると、養護者等からの虐待に発展するケースもあると思います。</p> <p>周辺症状の強い認知症の人に対する支援として、公的な介護サービスを受ける体制を整備していかなければ、親の介護のために子どもが離職せざるを得ない状況に追い込まれ、介護離職の問題にもつながります。</p> <p>認知症の高齢者の介護問題で困っているご家族や、経済的理由で公的なサービスを受けられない方などについて十分な現状把握を行ってほしい。</p> <p>特に、要介護度が軽く出やすい傾向があると感じる認知症の方の介護については、十分な状況把握に努め、必要な視点として、介護サービスや病院での入院治療などが受けられるような体制を充実させて頂くよう、強く要望します。</p>	<p>認知症の高齢者の介護問題で困っているご家族や、経済的理由で公的なサービスを受けられない方など、介護をしている家族の現状を把握することは重要だと考えております。今後、高齢者あんしん相談センターで認知症高齢者を介護している家族をはじめ、課題を抱えている家族について、実態を把握する取り組みを進めてまいります。その中で、介護や医療など、多職種と連携を図りながら家庭の事情に寄り添った支援を進めてまいります。</p>

76	5章 02 医療と介護が一体的に提供され、在宅での生活が継続できている	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できるだけ自宅で最後まで過ごすためには、医療、介護など必要な外部機能の連携と充実が必須。特に1人暮らしの場合にはすぐ施設でなくても、自宅で過ごせるようなシステムが欲しい。岐阜市の小笠原医院長が提唱実践されているチームでのケアが、八王子でも可能性はないものかと考える。バラバラに専門性を活かすのではなく、是非参考にしてほしい。</li> <li>・実際に介護保険を利用している人の状況はさまざまなので、こまめな意見、希望の聞き取りをして、市独自の補助を検討して欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療介護連携については、各圏域の高齢者あんしん相談センターで実施する地域ケア会議や、市全域の課題を議論する地域ケア推進会議を活用しながら推進しているところです。本計画においては、施策目標2において医療・介護連携の強化に向けた方向性を示しております。</li> </ul>
77	7章 介護保険事業の見込みと保険料	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護サービスの利用金額が、上限を越えたら、戻って来るが、利用月に上限に達したら、自動的にストップする方法はを考えてほしい。</li> <li>利用者が払って後で戻ると、利用者にとっても、負担が少なくてすむことと、事務の煩雑さが、減少するように思います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「高額介護サービス費」につきましては、国の制度であるため、国で定められた手順によって支給しています。今後、国においてはDX化の推進により様々な手続き事務の簡素化を検討しています。</li> </ul>
78	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者にも、分かりやすいサービス料の計算方法にしてほしい。</li> <li>施設によつての加算など、利用者には、わかりにくいです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険サービスの利用料の計算方法につきましては、国において、処遇改善加算など簡素化する動きがあります。</li> <li>本市としましても、介護従事者の皆様にわかりやすく伝えるよう努めてまいります。</li> </ul>
79	4章 本計画の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 本計画の基本的な考え方についての意見</li> <li>・とても分かりにくい。ロジックモデルを作成とのことだが、誰を対象にこの計画が作られたのだろうかと考えてしまう。もっと、わかりやすい計画にすべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目指す未来に向けて何をどれだけやるのかを定量的かつ視覚的に表すためにロジックモデルを活用しています。</li> <li>一方でロジックモデルのレイアウトや各所の表現などには素案段階でわかりづらい点が多かったため、現在改善に向けた作業を進めています。</li> </ul>
80	7章 介護保険事業の見込みと保険料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険料のところ为空欄になっている。保険料が決まらないものをパブコメするのはいかなものか。保険料をこれ以上上げないでほしい。</li> <li>・介護保険料の金額が決まらないことは、ある意味、仕方がないことなのかもしれないが、基本的な考え方も示されていないことは残念だ。例えば、基金をどれだけ取り崩すのか、示すべきである。</li> <li>決算が終わっているので、基金残高は確定しているはずで、パブコメの判断材料として、提供すべき数値であると考えている。どうなっているか、お示ください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険料につきましては、国の方針や9期の3年間の必要なサービス量などにに基づき、決定します。国の方針が、パブコメ開始までに決定されていなかったため、お示しすることが出来ませんでした。</li> <li>また、介護保険料につきましては、市議会で審議の上、決定していく予定となっており、市民の皆様には丁寧な周知に努めてまいります。</li> </ul>
81	5章 09 高齢者や介護者の様々な困りごとが、身近な場所で安心して相談されている	<ul style="list-style-type: none"> <li>重点テーマ①高齢者あんしん相談センターの機能強化・負担軽減および関係者の連携強化についての意見</li> <li>・これだけ広い八王子の圏域に対して、現状21のあんしん相談センターでは少ない。民生委員の圏域に合わせて、という事だが、圏域に合わせて整備をしたあと、どうするのか、は検討課題であったはず。</li> <li>シルバーフラットなどのサテライトもできているが、もっと増やすべき。特に高齢化率の高い、1戸建て住宅がある地域、三井台、北野台、高尾台、紅葉台、南陽台、絹ヶ丘地区、ゆきの木台、大塚団地などなど、山坂があるゆえの固有の課題を抱えている。もう少しきめ細やかな高齢者支援策が必要で、そのためにもサテライト型の拠点をそれぞれに作る必要があると考えるが、いかがでしょうか。増設について、取り組むとのことだが、どれくらいふやすのか、明確にしてほしい。(他1件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者あんしん相談センターについては、利便性の高い施設への移転やセンターを補完する新たな仕組みづくり(施策08-5-6)をすすめます。</li> </ul>

82	5章 08 多様な職種や機関が連携して個人や地域の課題を解決している	<p>重要テーマ①に対する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あんしん相談センターの質が均一でない。一生懸命やっているところとそうでないところなど、ばらつきがあることについて、市の認識と対応を問う。</li> <li>・あんしん相談センターの活動が地域に見えない。もっと、地域の民生委員や自治会等と連携を密にして、活動を見えるようにすべきではないか。このあたりの評価を市はどのようにおこなっているのか、お聞きする。</li> <li>・20年以上同じ事業所が委託を受けて、運営しているあんしん相談センターが多い。マンネリ化になるのではないかと。対策をどのように考えているのか。</li> <li>・基幹型包括の機能強化というが、なかなか実績が上がっているとは思えない。課の中にあるというが、それが問題と思う。きちんとケースをスーパーズできる人材を集めた、基幹センターを外部に持つべきと考える。それなくして、あんしん相談センターの機能強化は図れないと考えるが、市のお考えはいかに。</li> </ul>	<p>【質の担保と連携について】</p> <p>市としても市内全域で一定水準のサービスを提供することは必須なことと考えており、また、複合的な課題への対応にあたっては、センターの「早期発見・早期対応」、民生委員や自治会等地域の皆様との密な連携は欠かせないものと考えております。こういった視点を踏まえ、令和6年度からの受託法人との契約内容について見直しを行っているところです。</p> <p>【委託について】</p> <p>連続での受託には支援の継続性の点でメリットがあると考えておりますが、その一方で、ご指摘のとおりマンネリ化しない視点に立った契約内容の見直しも必要と考えております。</p> <p>【基幹型包括支援センターについて】</p> <p>現在21か所のセンターを14法人が受託しており、一定水準のサービスを安定的に提供していくためには、委託元である高齢者福祉課に基幹型包括支援センターを設置することが適切であると考えております。</p>
83	5章 11 それぞれのライフスタイルに合わせて社会参加を行っている	<p>重要テーマ②必要とする人…への意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サロンなど、地域で気軽に集まれる場所への支援が必要であるにも関わらず、サロンの縮小がもくろまれている。一地区に2か所とか、小学校区にいくつ、などといった数量規制もあるようだ。その実態はどうなっているのか。計画ではサロンを進めるといっているが、実態はどのようになっているのか、明らかにしてほしい。予算も減らされているのが気になる。</li> </ul>	<p>サロンについては、令和3～6年度にかけて補助金額の変更を段階的に行うとともに、新規の補助を一時的に停止しているところです。</p> <p>本計画期間中には、見守りや介護予防といった役割を効果的に担っていただくことを意識しながら新たな補助のあり方を検討いたします。</p> <p>(施策11に追記予定)</p>
84	5章 06 家族の負担が軽減されている	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の見守り強化に向けた普及啓発が取り組まれているが、認知症の人のみまもる事業(大田区)を取り入れてほしい。</li> </ul> <p>現在のシールは有料で、ほとんど普及していない。これでは地域の見守りができるとは思えない。</p>	<p>地域の見守り強化に向けた普及啓発の中でネットワークづくりやそれを補助するツールは重要と考えております。</p> <p>本市では、認知症高齢者向けに見守りシールを活用していますが、他自治体の事例なども参考にしながら地域で見守る環境を整えてまいります。</p>
85	5章 12 住民が介護予防に資する活動に取り組む、要支援・要介護状態になりにくくなっている	<p>重要テーマ③高齢者自身が主役…への意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民主体の介護予防を積極的に進めるとされているが、第8期を見ても、ほとんど成果が上がっていない。「老い」とは、いままでできていたことができなくなっていく過程ともいえるので、高齢者の力をあてにしないでほしい。リエイブルメントの推進と言っても、一か所でやっているだけ。新しい言葉を振り回すのは、やめてほしい。</li> <li>・地域の担い手育成は、ほとんど成果を上げていない。その原因をどのように総括しているのか。それなくして、第9期に、地域の担い手育成と掲げられないと考えるが、いかがか。</li> <li>・介護保険事業計画の中の総合事業について、住民主体の訪問型サービスBや通所型サービスBなど、住民をあてにした計画は計画とは言えないと考える。あくまでもボランティアとして、para α と考えるべきだし、行政によって、計画に組み込まれるものではないと考える。</li> </ul>	<p>【住民主体の介護予防について】</p> <p>・第8期は、P24の図表3-2にもあるように様々な活動が大幅に制約される3年間となりました。その中で、市は通所C型サービスを核としたリエイブルメント(望む暮らしの再獲得)の取り組みを本格稼働し、現在23か所でサービスを提供しています。さらに計画期間の途中から新たに住民主体の場として通所B型サービス(P93)を立ち上げ、9期計画期間において本格的な拡大と事業間連携を進めていきます。</p> <p>【高齢者の力・地域の担い手づくりについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢にかかわらず、地域の中で役割を持って活躍したい方、好奇心をもって新たなことにチャレンジしたい方は数多くいることから、こういった活動への後押しは引き続き市として積極的に進めていきます。</li> <li>・好むと好まざるにかかわらず「困りごとは全て行政が税金で何とかします」というモデルはとうに成り立たなくなっており、それを前提にした持続可能な社会のあり方を多様な角度から模索していく必要があります。</li> </ul>
86	5章 07 認知症への理解と備えが広がり、認知症の人と共に尊厳と希望をもって暮らしている	<p>この計画は認知症施策推進計画と一体としているが、国や都の方針・補助制度が見えていないこと、前提となる認知症基本法の理念の共有に向けた取り組みが十分に行われていないこと、当事者・家族をはじめとしたさまざまな主体との丁寧な議論が行われていないことなどにより、一体的に策定すべきではないと考える。</p>	<p>認知症施策については、介護や福祉など関連分野と連携し、総合的かつ計画的に推進していく必要があることから本計画と認知症施策推進計画を一体的な計画として位置付けております。</p> <p>他方、ご指摘のとおり当事者・家族と一緒に考えながら進めることは重要な視点だと考えております。P68の参考欄では、計画の位置づけ以外にも「認知症の各施策について、認知症の人や家族の意見を丁寧に聞きながら進めていく」旨の文章を追記いたします。</p>

87	5章 10 高齢者の多様なニーズに対応する支援や見守りが、多様な主体から提供されている	・「見守り協定事業」について、市のホームページに44の協力事業者が載っていたが、HP以外でもこれらの協力事業者の公表は行っているのでしょうか？協力事業者のより広い公表は市民にとっても事業者にとっても望ましいのではと思います。 特に高齢者への周知に関しましてはよりわかりやすく色々な方法を希望します。	・「見守り協定事業」については、さらなる公表手段について検討してまいります。
----	---------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------